

扶 養 親 族 の 範 囲

扶養手当、共済組合の被扶養者または所得税の控除対象親族として申請する場合、親族の範囲及び所得年額について、いろいろ異なった制限があります。下表を参考に認定手続きを行ってください。

	扶 養 親 族 の 範 囲	所 得 限 度 額
扶 養 手 当	<p>他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者</p> <p>共同して同一人を扶養する場合は、職員が、主たる扶養者である場合に限る</p> <p>ア 配偶者（内縁関係を含む） イ 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ウ 60歳以上の父母及び祖父母 エ 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹 オ 重度心身障害者（終身労務に服することができない程度の者）</p>	<p>恒常的に見込まれる収入が、 年額 130万円 未満</p> <p>将来に向かって1年間における推定収入額</p> <p>(H. 5. 4. 1以降適用)</p>
共 済 組 合	<p>主として組合員の収入により生計を維持する者のうち、3親等内の（内縁関係を含む）親族</p> <p>扶養手当を受けていない者は、「特別認定」が必要</p>	<p>恒常的に見込まれる収入が、 年額 130万円 未満 (H. 5. 4. 1以降適用)</p> <p>障害年金または60歳以上の年金受給者にあつては、年収が、 年額 180万円 未満 (H. 5. 4. 1以降適用)</p> <p>将来に向かって1年間における推定収入額</p>
所 得 税	<p>生計を一にする6親等内の血族、3親等内の姻族、<u>その他</u></p> <p>*その他 里子（18歳未満） 養護受託老人（65歳以上）</p> <p><死亡者> 死亡時に上記に該当していれば、その年は控除対象となる。</p>	<p>所得が、38万円 以下 給与所得のみのとき 収入金額が103万円以下 (平成7年分以降)</p> <p>公的年金等のみのとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳未満 収入金額が 108万円以下 ・ 65歳以上 収入金額が 158万円以下 (平成17年分以降) <p>1月1日から12月31日までの所得</p>